

高校生等奨学給付金（家計急変分）

予期せぬ事象（解雇・会社の経営悪化等）により保護者等の収入が大幅に減少するなど、**家計が急変し、非課税世帯に相当する世帯**を支援します。

○ 主な要件

- ・保護者等が奈良県内に住所を有していること
- ・家計が急変し、**保護者等全員**が「道府県民税所得割及び市町村民税所得割」が**非課税（0円）である世帯に相当すると認められる世帯**

※その他、詳細な要件があります。

<非課税世帯に相当する世帯の年収見込み額>

世帯人数	3人世帯	4人世帯	5人世帯
給与所得者	約221万円未満	約271万円未満	約321万円未満
事業所得者	約147万円以下	約182万円以下	約217万円以下

※7月に受付を開始する通常の奨学給付金の対象となる方（生活保護受給世帯、本年度の住民税所得割額が非課税の世帯）は、そちらを申請してください（家計急変分の申請は不要です）。

○ 給付額

- ・**7月1日まで**に家計の急変が発生した場合 ※**令和6年10月31日（木）まで**に申請が必要

<給付額> 世帯状況により、下記の年額を支給します

世帯区分	支給額（年額）
住民税所得割が非課税（0円）相当である世帯	① 第一子 122,100円
	② 第二子以降 143,700円

- ・**7月2日以降**に家計の急変が発生した場合 ※**令和7年2月3日（月）まで**に申請が必要

<給付額> 申請のあった翌月以降の月数に応じて算出した額を支給します

○ 申請方法

上記要件に該当する場合は、奈良県立大学附属高等学校から申請書等を受け取り、**学校へ相談の上、提出**してください。

○ 提出先

必要な書類を**奈良県立大学附属高等学校**に提出してください。

※詳しくは、**奈良県立大学附属高等学校**へお問い合わせください

奈良県 地域創造部こども・女性局 教育振興課